

それは、「しつけ」ではありません 児童虐待の4タイプ

心理的虐待

子どもへの著しい暴言や拒絶、配偶者への暴力など、心理的外傷を与えること。
▶子どもの心を傷つける言葉を言う、他の兄妹と差別する、面前でDVを行う など

身体的虐待

子どもの身体に対して生命や健康に危険のあるような暴力をふるうこと。
▶首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、縄などで拘束する、体を激しく揺さぶる など

ネグレクト(保護の怠慢・拒否)

子どもの健康・安全への配慮、衣食住の世話、医療的・情緒的ケアなど、必要な保護、養育を行わないこと。
▶食事を与えない、乳幼児を放置して出かける、重病になっても病院に連れていかない など

性的虐待

子どもに性的行為を行ったり、わいせつな行為を強要すること。
▶性交や性行為を強要する、性器や性交を見せる、ポルノの被写体にする など



子どもの虐待とは、保護者(親や親に代わる養育者)が、子どもの心身を傷つけ、健全な成長・発達を損なう行為をいいます。具体的には、左記のような4つのタイプがあります。

虐待の「境界線」

虐待者の言い訳として多いのが、「しつけのつもりだった」という視点で判断されます。

「児童虐待の防止等に関する法律」では、虐待としつけの違いは「子どものことを思って」という親の意図とは関係なく、「子どもにとって苦痛を感じているか」という視点で判断されます。

子どもにとって苦痛なら、虐待です

親がわが子を虐待してしまう背景には、子育ての負担によるストレスが影響する場合があります。核家族化により、祖父母がそばにいない、地域での近所付き合いが希薄、配偶者が育児に関われないなど、悩みを抱えた親が孤立するケースもあります。

また、親自身が子ども時代に虐待を受けた経験があることなども大きく影響しています。

子どもを虐待から守るのは大人の責任

保護者が「虐待者」になり、尊い命を奪ってしまう前に、地域でできることがあります。それは、保護者が悩みや不安を誰かに相談したり、たまにはリフレッシュができる環境をつくることです。

また、万が一虐待が行われていたような場面に気づいたら、迷わず通告する勇気も求められます。子どもたちを虐待から守ることができるのは、周囲の大人たちです。

次のページでは、児童虐待を防ぐために、地域に住む私たちができることを考えます。

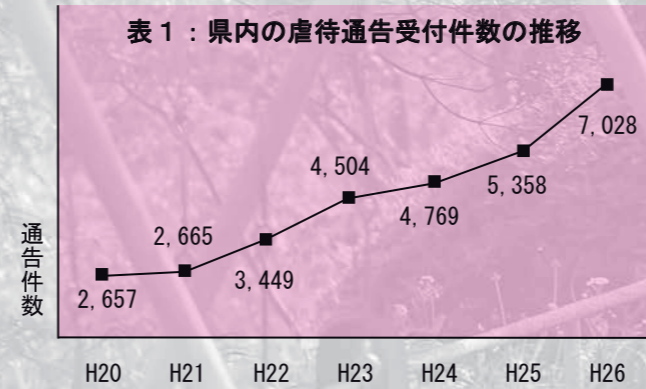
Next..

児童虐待を防ぐ
声かけと見守りの力

特集

命を救う 地域の声

～悲痛な児童虐待を防ぐ～



県内でも、児童虐待により尊い小さな命が失われるという痛ましい事件が起きました。児童虐待の多くは、「家庭」という閉鎖的な空間で起こりがちです。「周りの人が気づいていれば・・・」。凄惨な事件のあとには、少なからずそういった声があがります。私たちは、そのサインに気づき、最悪の事態を防ぐことはできないのでしょうか。

今月号では、尊い命を守るために、私たちが地域でできることについて考えます。

急増する 児童虐待 その実態

増え続ける通告件数

平成26年度、埼玉県内の児童相談所で受けた虐待通告受付件数は7028件にのぼります。近年、通告受付件数は増え続け、5年前の平成21年度と比べると、その数は約2.6倍となっています。(表1)全国的にも増加傾向です。

鳩山町では深刻な事案は少ないですが、ここ数年、10数件の通告が役場健康福祉課に寄せられています。

通告の経路で2番目に多い「近隣・知人」

虐待通告の経路を見ると、平成26年度は警察からの通告が、件数・割合ともに大幅に増加しており、

表2：主な虐待者(平成26年度)

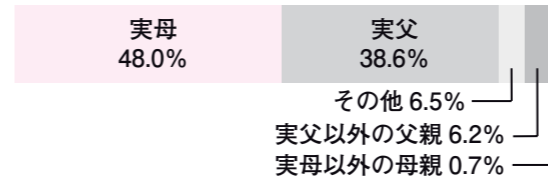
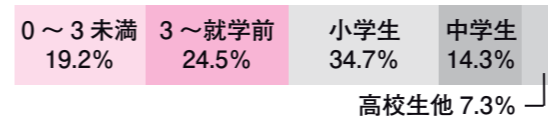


表3：被虐待児の年齢(平成26年度)



全体の48.5%を占めています。以下、「近隣・知人」が19.1%、「家族・親戚」が9.2%、「福祉事務所」が6.8%、「学校」が5.6%となっています。

主な虐待者は実母が最も多く48%、次いで実父の38.6%と、実父母が全体の86.6%を占めています。(表2)

また、虐待を受けた児童の年齢は、43.7%が0歳から就学前まで、34.7%が小学生で、小学生までの小さな子どもで約8割が占められています(表3)。

虐待者の約5割が実母、被害者の4割が乳幼児

出典：いずれも、「平成26年度における県内児童相談所の児童虐待通告の状況」(埼玉県発表)より

親に子に必要な「心のエネルギー」を地域で増やそう

子育てに不慣れな親が増え、「家庭教育力」が低下しています。また、「私、がんばっているのに、どうして〇〇してくれないの」と、子どもを、時に自分を責める親など、一歩間違えば「虐待」になってしまう可能性のある親がいます。

若い親御さんに、地域の皆さんがぜひ声をかけてください。初めは嫌がられても、根気よく続けることです。最終的に、「子育てがんばっているね」「〇〇ちゃん、元気？」などと声かけができるようになればベストです。鳩山町はそれができる、ちょうどよい人口規模なのです。



▲「鳩山町児童虐待を考える講演会」での、北條 直子氏(写真)の言葉を一部抜粋・要約したものです。

もし、相談を受けたら、「指導」ではなく「一緒に考える」こと。そして異変を感じたら、迷わず「通告」してください。それが子どもの未来を守ることになるかもしれないのです。

「自信のなさ」や「どうしていいか分からない」という不安や不満。その彼らなりの苦勞を理解しなければいけません。

そして、常に不安を抱えている若い保護者に、地域全体で継続的な「声かけ」をすることが、児童虐待を防ぐために大切なことです。「よくがんばっているよ」「そういうこともあるよ」と、ほめたり、認めたりしながら、少しずつ子育てのヒントを一緒に考えていく。そのことが、保護者の育児ストレスを和らげていくことにつながっていくことでもあります。

もしも、「虐待かもしれない」という場面に出会っても、「間違っていたら大変だ」「連絡した自分の立場が心配」と、通告をためらう人も多いことでしょう。しかし、間違いであっても、通告者が罰せられることはありませんし、通告者の秘密は堅く守られます。

それよりも、虐待の可能性を放置することで、悲劇が生まれるかもしれないのです。迷わず、まずは下記までご連絡ください。

「虐待？」と感じたら迷わず役場へ通告を



2月5日、鳩山町役場で行われた「鳩山町児童虐待を考える講演会」。講師の北條直子氏(東松山市家庭児童相談員)には、元幼稚園園長の経験と、現在の仕事を踏まえた話をいただきました。講演会には、町内での児童虐待の予防、要保護児童等の早期発見や適切な支援を目的に活動する「鳩山町要保護児童対策地域協議会」の構成団体の代表者や町民など、50人を超える関係者が参加。虐待を防ぐためにできることを皆で考えました。

悲しい 児童虐待

防ぐには



守りたい、子どもの笑顔

「鳩山町児童虐待を考える講演会」に見る声かけの力

2月5日、「子育てを支援・見守る地域の役割と課題」と題した「鳩山町児童虐待を考える講演会」が鳩山町役場で行われました。講演内容には、児童虐待を防ぐために地域でできることが語られました。

児童虐待を防ぐためのポイントは、まず、現在の若いお母さん・お父さんの「子育て力」を理解することから始まります。子育てに對す

子育ての不安を理解し一緒にその先を考える

その他の窓口

「子どもスマイルネット」子育ての悩みや、子供の人権侵害などの相談窓口
☎ 048-822-7007
(毎日 午前10時30分～午後6時 ※祝日、年末年始を除く)

「休日夜間児童虐待通報ダイヤル」
☎ 048-779-1154
(平日：午後6時15分～翌日午前8時30分、土日祝日：24時間対応)

「児童相談所全国共通ダイヤル」
☎ 189(いちはやく)
(365日、24時間受付。お近くの児童相談所へつながります)

最近、あの子の様子がおかしい...

- ◆日常的にどなり声や子どもの悲鳴、大きな物音、泣く声が聞こえる。 服を着ていたり、不潔、異臭を感じる。
- ◆性的なことや過度に反応したり、不安を示したりする。 ◆夜遅くまで外で遊んでおり、家に帰りたがらない。
- ◆季節にそぐわない服装や汚い衣服など。 ◆傷や家族のことに関して、不自然な答えが多い。

こんなときは

あなたの「ちょっと気になる」の声が 尊い命を救うかもしれません

連絡先

役場健康福祉課 ☎ 296-1241、FAX 296-3390
川越児童相談所 ☎ 223-4152、FAX 224-5056

※夜間、休日の場合は町役場☎296-1211(代表)へご連絡ください。警備員が取り次ぎし、関係課からご連絡いたします。ただし、緊急時は、警察などへご連絡をお願いします。

家族全体を複合的にケア 「見守りはとネット」

児童虐待を防ぐには、早期発見が重要となります。そして、早期発見には、地域にさまざまな「目」が必要となります。

町では、児童虐待は家庭内に複数の問題(経済的不安、養育不安、親の介護、心身の障がい等)があり発生していると考えます。このため、鳩山町地域見守り支援ネットワーク(愛称「見守りはとネット」)を設置し、高齢者や障がい者、子どもたちが地域で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で見守り活動を行っています。(連絡実績は表を参照)



覚書を手にする境由華理事(写真左)と小峰孝雄町長

平成26年度見守りはとネットの連絡実績

連絡内容	小計	合計
子ども関連	37	128
高齢者関連	33	
障がい者関連	44	
その他(※)	14	

※不審者、近隣トラブルなど

署などの関係機関、事業者やボランティア団体など、現在47の団体が構成・協力団体となっています。1月20日には、鳩山町役場で「鳩山町地域見守り支援ネットワークに関する覚書 締結式」が行われ、宅配サービス事業などを行う「生活共同組合コープみらい」と新たに協定を結び、同ネットワークの協力団体が増えました。

町では、今後もこうした地域での見守りの目を増やし、事件や事故の芽を摘む体制づくりを進めていきます。皆さんも、日常生活や仕事の中で、「ちょっと気になる」ことがありましたら、左記までご連絡ください。